

## 『社会福祉法人制度の改正について』 正誤表

ページ	該当箇所	誤	正
12	スライド22 点線の枠内	・「新法施行後最初の定時評議員会以降、4年以内に終了する会計年度」は28年度より計算しその「最終のものに関する定時評議員会」は <u>31年度定時評議員会</u> となる。	・「新法施行後最初の定時評議員会以降、4年以内に終了する会計年度」は28年度より計算しその「最終のものに関する定時評議員会」は <u>32年度決算に関する定時評議員会</u> となる。
14	スライド26 平成29年1～3月、評議員会の枠内	【現評議員会】 ・新評議員選任報告 ・定款・細則変更報告 ・29年度 <u>事業報告</u> ・予算審議又は承認	【現評議員会】 ・新評議員選任報告 ・定款・細則変更報告 ・29年度 <u>事業計画</u> ・予算審議又は承認
31	スライド61 評議員会議事録例	社会福祉法人〇〇会 第11 <u>会</u> 評議員会	社会福祉法人〇〇会 第11 <u>回</u> 評議員会
		<p>1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容 第1号議案 ○○○○ 第2号議案 ○○○○</p> <p>2 評議員会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事 甲</p> <p>3 評議員会の決議があったものとみなされた日 <u>平成28年11月28日</u></p> <p>4 評議員会議事録の作成に係る職務を行った理事 甲</p> <p>5 議決に加わることのできる評議員総数 10名(同意書別添のとおり)</p> <p><u>平成25年10月22日</u>、理事甲が評議員全員に対して、評議員会の決議の目的である事項について、上記の提案書を発し、当該提案につき<u>平成25年11月28日</u>までに評議員の全員から書面により同意の意思表を得たので、定款〇条に基づく評議員会の決議の省略の方法により当該提案を承認可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。</p> <p>以上の通り、評議員会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する <u>平成28年11月28日</u> 理事 甲 印</p>	<p>1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容 第1号議案 ○○○○ 第2号議案 ○○○○</p> <p>2 評議員会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事 甲</p> <p>3 評議員会の決議があったものとみなされた日 <u>平成29年11月28日</u></p> <p>4 評議員会議事録の作成に係る職務を行った理事 甲</p> <p>5 議決に加わることのできる評議員総数 10名(同意書別添のとおり)</p> <p><u>平成29年10月22日</u>、理事甲が評議員全員に対して、評議員会の決議の目的である事項について、上記の提案書を発し、当該提案につき<u>平成29年11月28日</u>までに評議員の全員から書面により同意の意思表を得たので、定款〇条に基づく評議員会の決議の省略の方法により当該提案を承認可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。</p> <p>以上の通り、評議員会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する <u>平成29年11月28日</u> 理事 甲 印</p>
36	スライド70	請求日から5日以内に、請求日から2週間以内の日を開催日とする理事会招集が 発せられない場合 <u>理事の招集請求に応じない場合</u>	請求日から5日以内に、請求日から2週間以内の日を開催日とする理事会招集が 発せられない場合